

平成 25 年 10 月 30 日

市議会臨時会提案説明

(議案第 88 号及び議案第 89 号)

(報告第 26 号～報告第 32 号)

〔 議案第88号及び議案第89号 〕

本日は、市議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位には、何かとご多用の中、ご参集くださいまして、誠にありがとうございます。

さて、新病院整備事業費につきましては、平成27年4月における新病院の開設に向けて、平成25年度予算で平成25年度及び平成26年度の2カ年に亘る債務負担行為を設定していました。

しかしながら、総合医療センターの報告によりますと、新病院の実施設計のうち、新棟の新築に関する部分について、進捗状況を中間的に取りまとめたところ、新病院整備事業のすべてを平成26年度中に完了することは、困難となりました。

このような中で、今後、新棟の新築に関する入札を実施する前提として、債務負担行為の期間を見直すことが必要となりました。

そのため、今般、臨時会の開催をお願いした次第です。

よろしくご理解を賜りますよう、お願い申し上げます。

それでは、只今上程になりました各議案につきまして、その大要をご説明申し上げます。

まず、議案第88号「平成25年度一般会計補正予算（第3号）」は、一般会計予算に計上された、新病院整備事業費に関する債務負担行為の期間を平成25年度から平成27年度までの3カ年に変更するものでございます。

また、議案第89号「平成25年度地方独立行政法人桑名市総合医療センター施設整備等貸付事業特別会計補正予算（第2号）」は、総合医療センター施設整備等貸付事業特別会計予算に計上された、新病院整備事業費に関する債務負担行為の期間を平成25年度から平成27年度までの3カ年に変更するものでございます。

以上、よろしくご審議を賜りますよう、お願い申し上げます。

〔 報告第26号～報告第32号 〕

それでは、上程の報告7件についてご説明申し上げます。

いずれも、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、市長が専決処分することができる事項として指定されているものを専決処分したものであり、地方自治法第180条第2項の規定に基づき、議会に報告いたすものでございます。

まず、報告第26号につきましては、本年4月、野田三丁目地内の交差点で、公用車が、赤信号で停車中の普通貨物自動車に追突したものであります。

次の報告第27号につきましては、本年7月、選挙啓発のため、大字額田地内を走行中の公用車が、対向車が来たため道路左側に寄せたところ民家敷地内に駐車中の普通自動車のサイドミラーに接触したものであります。

次の報告第28号につきましては、本年8月、大字小貝須地内の市道を走行中の普通乗用自動車が、対向車が来たため左側に寄せたところ、L型街渠及び集水枡と車道に段差があったため、タイヤ2本などを損傷したものであります。

次の報告第29号につきましては、本年5月、救急搬送を要する傷病者を救急車内に収容し後部扉を閉めた際、車外に居た傷病者の家族の左手指を挟み負傷させたものであります。

次の報告第30号につきましては、本年7月、東員町内の事業所に救急搬送のため進入した際、救急車が量水器ボックスに乗り、鋳物製の蓋を破損したものであります。

次の報告第31号につきましては、本年4月、大字志知地内にある市の管理する道路において、自転車に乗った小学生が側溝の隙間に自転車のタイヤが挟まり転倒し、負傷したものであります。

最後の報告第32号につきましては、本年8月、大字大福地内の交差点において、一旦停止を怠って進入してきた軽自動車と塵芥収集車が衝突したものであります。

いずれも、この度、相手方と損害賠償について和解が成立しましたので、ご報告申し上げます。

ご迷惑をお掛けいたしました相手の方には、心からお詫び申し上げます。

また、職員への安全運転の啓発、道路の安全管理の徹底を行うなど、再発防止に努めてまいります。

よろしくご了承賜りますようお願い申し上げます。

以上、報告7件についてご報告申し上げます。